

「組体操で後遺症」損害賠償訴訟 “1審判決不服”原告控訴

2023年3月7日

小学校の運動会の組み体操の練習中にほかの児童の下敷きになり後遺症が残ったとして、岐阜市の女性が両親とともに市に損害賠償を求めた裁判で、原告は、訴えを退けた岐阜地方裁判所の判決を不服として7日までに控訴しました。

この裁判は岐阜市の20歳の女性が、小学6年生だった当時、運動会の組み体操の練習中に4段のピラミッドが崩れてほかの児童の下敷きになり、頭痛や倦怠感などに悩まされる「脳脊髄液減少症」になったのは、学校の危険を回避する対策が十分でなかったためだとして、両親とともに岐阜市に5000万円余りの賠償を求めているものです。

2月22日、1審の岐阜地方裁判所は事故と後遺症について、「有意な関連性があるとは認められない」として原告の訴えを退ける判決を言い渡していました。

原告の弁護士によりますと女性と両親は判決を不服として7日までに控訴しました。

岐阜市は「内容を確認できていないため、現段階でのコメントは差し控える」としています。